

本道における小規模企業振興のあり方検討（案）

1 本道の小規模企業の現状と課題

(1) 小規模企業の現況

- ① 小規模企業は道内中小企業の87%を占め、住民生活に密着して地域の経済、雇用を支える存在であるが、企業数は減少傾向。

■小規模企業者の定義

小規模企業振興基本法第2条において、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者と定義。ただし、中小企業信用保険法及び小規模企業共済法施行令により一部弾力化（※）

製造業その他	概ね従業員数20人以下
商業又はサービス	概ね従業員数5人以下

（※宿泊業及び娯楽業を営む従業員20人以下の事業者は小規模企業。）

■本道の企業数：154,053 うち中小企業153,790(99.8%) うち小規模企業133,263(86.6%)

■ // 従業員数：1,455,447 うち中小企業1,239,770(85.2%) うち小規模企業473,607(38.2%)

- ② 小規模企業を構成するのは、卸・小売業、宿泊・飲食サービス業、建設業、生活関連サービス業・娯楽業などが多くなっている。

また、平成13（2001）年から比較すると、建設業や運輸・通信業、サービス業が微増し、卸売・小売・宿泊・飲食サービス業が減少している。

■小規模企業の産業分野別の構成比（平成24（2012）年 上位5業種）

①卸・小売業（20%）、②宿泊・飲食サービス業（18%）、③建設業（14%）

④生活関連サービス業・娯楽業（12%）、⑤不動産・物品賃貸業（11%）

■構成比が増加している業種（注1） 〈2001/2012年比較〉

①不動産、物品賃貸業（1.7%）、②建設業（1.3%）、③情報通信・運輸・郵便業（0.8%）、④サービス業（0.7%）

■構成比が減少している業種（注2） 〈2001/2012年比較〉

・卸売・小売・宿泊・飲食サービス業（▲4.8%）

（注1, 2）産業分類の変更や統計手法の変更があることから、道が独自に推計したもの。

- ③ 景気の低迷、人口減少や過疎化による需要の減少、中小企業の開業率が低迷する中で後継者難などによる廃業の増加により、道内の小規模企業数はここ3年間（H21～24）で1万社以上減少。特に卸・小売業、宿泊・飲食サービス業における事業所の減少数が大きい。

また、休廃業・解散は、倒産件数を上回っており、全国、全道ともに10年前と比較すると倍増している。

■本道の開・廃業率：（H21～24）開業率1.94%、廃業率6.25%

■廃業率の高い産業分野：情報通信業（8.95%）、宿泊・飲食サービス業（8.90%）

■廃業事業所数の多い産業分野：卸・小売業（4,227）、宿泊・飲食サービス業（2,718）

■休廃業数：国 14,181→28,943件（2003→2013年）、道 1,112→2,133件（2004→2013年）

- ④ 本道の生産年齢人口の減少率は、全国平均を上回って推移する見込み。

生産年齢人口シェア

■本道 63.3%（2010年）→57.0%（2020年）→54.9%（2030年）→50.8%（2040年）

■全国 63.8%（2010年）→59.2%（2020年）→58.1%（2030年）→53.9%（2040年）

- ⑤ 道内企業の労働生産性は全国を上回っている。業種別にみると、建設業や運輸業、サービス業で全国を上回っており、製造業や卸売・小売業、情報通信業では下回っている。

- 主な業種別労働生産性（道／全国） 〈平成23年（度）万円／人〉 ※全国は暦年
- ・全産業（739.9／705.2）
 - ・建設業（547.1／511.4）、運輸業（895.1／647.4）、サービス業（579.8／460.0）
 - ・製造業（789.7／864.2）、卸売・小売業（574.3／576.5）、情報通信業（1038.2／1371.0）

《説明資料1 本道の中小・小規模企業の現状》

（2）商店街の状況

商店街を巡る経営環境は、人口減少や高齢化などの影響で商店街を訪れる人が減少し、商店街全体の店舗数、売上げが減少するなど依然として厳しい状況にある。

- 【商店街の経営環境等】 (注) 括弧は前回調査（H24）比
- ・商圏人口が減少している商店街 64.0%（▲3.4%ポイント）
 - ・来街者が減少している商店街69.6%（▲7.0%ポイント）
 - ・店舗数は58.1%（▲12.7%ポイント）の商店街で減少し、売上も64.2%（▲5.3%ポイント）で減少
 - ・空き店舗を抱える商店街は92.2%（+1.0%ポイント）。1商店街平均8.1軒（+0.4軒）。

《説明資料2 平成26年度商店街実態調査報告書》

2 国の小規模企業振興の取組

（1）小規模企業振興基本法の制定（平成26年6月20日成立。同年6月27日施行）

- ・中小企業基本法の基本理念である「成長発展」のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持等を含む「事業の持続的発展」を基本原則として位置づける。
- ・政策の継続性・一貫性を担保するための基本計画を策定。（10月3日閣議決定）

《説明資料3 小規模企業振興基本法の概要》

【小規模企業振興基本計画の骨格】

- ・関係省庁、地方公共団体、支援機関等が、それぞれ4つの目標の達成状況を把握
- ・毎年度、講じた施策・講じようとする施策等について小規模企業白書により公表
- ・PDCAサイクルを構築し、5年間の計画期間において、毎年度実践。

《4つの目標》	《10の重点施策》
1 需要を見据えた経営の促進	(1) ビジネスプラン等に基づく経営の推進 (2) 需要開拓に向けた支援 (3) 新事業展開や高付加価値化の支援
2 新陳代謝の促進	(4) 起業・創業支援 (5) 事業承継・円滑な事業廃止 (6) 人材の確保・育成
3 地域経済の活性化に資する事業活動の推進	(7) 地域経済に波及効果のある事業の推進 (8) 地域のコミュニティを支える事業の推進
4 地域ぐるみで総力を挙げた支援体制の整備	(9) 支援体制の整備（①支援機関等 ②国・地方公共団体） (10) 手続きの簡素化・施策情報の提供

《小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項》

- 1 小企業者への配慮
- 2 東日本大震災からの復興等に向けた施策
- 3 消費税転嫁はじめとした取引適正化への対応

《説明資料4 小規模企業振興基本計画の概要》

(2) 小規模企業支援法の改正（平成26年6月20日成立。同年9月26日施行）

- ・商工会、商工会議所が、市町村や地域の金融機関等と連携して、小規模事業者の意欲ある取組を地域ぐるみで支援するための体制を整備
- ・これまでの経営の基盤である記帳指導、税務指導中心の支援から、新たに経営戦略に踏み込んだ支援を実施。

→商工会・商工会議所が総力を挙げて小規模企業を応援していくため、経営発達支援事業（※）を新たに策定（国が商工会等が策定する「経営発達支援計画」を認定）。

※経営発達支援事業とは

- ①小規模事業者の経営資源の内容、財務内容等の経営の状況分析、②需要を見据えた事業計画の策定・実施に係る伴走型の指導及び助言、③商品、サービスの需要動向、地域の経済動向に関する情報の収集、整理、分析及び提供、④広報、商談会、展示会、即売会等の需要開拓に寄与する事業

【参考】商工会・商工会議所数 (H26.4.1現在)

区分		拠点数(箇所)	経営指導員(人)
商工会	全国	1,679	4,236
	北海道	152	207
商工会議所	全国	514	3,419
	北海道	42	180
合計	全国	2,193	7,655
	北海道	194	387

《説明資料5-1、2「小規模支援法の概要」,「小規模支援法に基づく基本指針について」》

(3) 国の平成27年度概算要求（中小企業対策費）の状況

経済産業省は、平成26年度当初予算を184億円上回る規模を計上。

区分	②⑤		②⑥	②⑦（要求）
政府全体	当初1,811億円	補正3,403億円	1,853億円	2,416億円
うち経産省	当初1,071億円	補正2,582億円	1,111億円	1,295億円

(※) 小規模事業者向け予算の規模 ②⑥ 76億円 → ②⑦ 概算要求 175億円

今後の中小企業・小規模事業者政策の柱

- 1 被災地の中小企業・小規模事業者対策に万全を期す
- 2 地域の中小企業・小規模事業者の活性化
- 3 小規模事業者支援策の強化
- 4 中小企業・小規模事業者のイノベーション推進
- 5 創業・第二創業等へのきめ細かな支援
- 6 消費税転嫁対策等

日本再興戦略における成果指標

- 開廃業率10%台（現状約5%）を目指す
- 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす
- 今後5年間（2017年度まで）で新たに1万社の海外展開を実現する

《説明資料6 平成27年度概算要求（案）における主な小規模企業振興関連予算（経済産業省）》

3 道における主な中小企業振興の取組

道においては、産業振興条例や地域商業活性化条例などに基づき、小規模企業を含めた中小企業の経営基盤の強化や、製品開発、販路開拓、さらには人材育成などに努めている。

(1) 経営改善、新事業展開、経営革新支援

- ・ 中小企業総合支援センターや商工団体、経営改善サポート機関などと連携し、専門家による経営相談や指導など、中小企業が抱える経営課題の解決に向けた支援

(2) 創業促進、事業承継支援

- ・ 専門家のコンサルティングによる新規創業者の早期廃業の抑止やクラウドファンディングの活用による第二創業の促進、「事業引継ぎ支援センター」等と連携した事業承継支援

(3) 新製品開発、販路拡大支援

- ・ 産業振興条例関連事業や中小企業応援ファンド、農商工連携ファンドなどを活用した新製品・新技術の開発や国内外に向けたマーケティング支援

(4) 地域商業の活性化支援

- ・ 地域商業活性化条例に基づく地域商業の活性化に向けたモデル的な取組や実施体制の構築などへの支援、取組成果の全道への普及
- ・ 商店街活性化の取組を専門的に担い牽引役となる人材の育成などによる商店街活性化支援

(5) 金融支援

- ・ 中小企業総合振興資金による資金供給の円滑化や信用保証機能の充実

(6) 人材育成支援

- ・ 道立高等技術専門学院や民間教育訓練機関への委託による職業訓練の実施や「地域人づくり事業」を活用した従業員のスキルアップ

《説明資料 7 産業振興条例の概要》

《説明資料 8 地域商業活性化条例》

《説明資料 9 産業振興ビジョン》

《説明資料10 支援制度ガイドブック》

4 小規模企業振興に係るあり方検討の必要性

- ・ 本道の中小企業の約9割を占める小規模企業は、人口減少による需要の減退やIT化の進展による競争激化に加え、昨今の人手不足や後継者難、更なるコストアップ懸念など、極めて厳しい経営環境にあることから、地域の経済雇用を担う小規模企業の事業活動を維持継続することは、本道の経済活性化や雇用の確保の観点から極めて重要。
- ・ また、国においては、本年6月に、小規模企業振興基本法を制定し、小規模企業振興の基本原則として「成長発展」のみならず「事業の持続的発展」を位置付け、5年間の基本計画を策定し施策を講じることとしている。
- ・ 道としても、道内の小規模企業を取り巻く環境や国の動向を踏まえ、これまで中小企業対策の一環として取り組んできた小規模企業対策の施策効果や課題を見極めつつ、人口減少社会への中長期的な対応なども視野に入れながら、今後の小規模企業の振興はどうあるべきか検討を行う必要がある。

5 本道の小規模企業振興のあり方検討に向けた主な視点及び論点

(1) 基本的な認識

- ・ 少子高齢化や人口減少により過疎化が進展する中、地域の経済・雇用を支える小規模企業の存続が困難となれば、地域社会の基盤を揺るがす危機的な状況を招く恐れがある。

(2) 本道特有の視点

- ・ 豊かな自然環境や豊富な農林水産資源、多様なエネルギー資源など、本道の優位性と特性を踏まえたメリハリのある施策展開の必要性と可能性。
- ・ 広大で地域によって産業特性が異なる本道のそれぞれの地域の事情を踏まえた、きめ細やかな支援の必要性とあり方。

(3) 主な論点

①小規模企業支援に係る基本的な考え方について

- ・人口減少による需要の減退、業種によって人手不足が顕在化する中での小規模企業支援はどのような観点から取り組むべきか。

例) ・これまでの成長発展に加え持続的発展も支えるべきではないか

- ・商圏の広いメーカー等と商圏が地域に限定される商業やサービス業とを別けて考える必要はないか
- ・多様な主体（女性、若者、高齢者等）の活用を図るべきではないか
- ・創業、事業承継を企業の新陳代謝促進の視点で捉えるべきではないか
- ・従前の支援機関等による支援のみならず、地域社会全体でサポートする視点を加えるべきではないか。
- ・社会的課題をビジネスの手法で解決しようとするソーシャルビジネスをどのように捉えるべきか

②支援施策のあり方について

- ・支援対象を明確化した上で支援施策を構築する必要はないか。

例) ・成長志向の企業、地域に密着した現状維持型の継続志向の企業

- ・これまでの中小企業施策（支援メニュー、助成限度額、申請書類等）は小規模企業に対応したものとなっているか。また、施策広報は隅々まで行き届いているか。
- ・NPO法人や社団法人等、小規模企業振興基本法等の対象となっていない担い手を支援の対象へ加える必要はないか。

- ・企業のライフサイクル（創業期、成長発展期、安定・成長期、事業承継・廃業期）に応じた小規模企業特有の課題は何か。
- ・地域における多様な主体（若者、女性、高齢者等）による創業や第二創業の拡大を図るためには何が必要か。

例) ・クラウドファンディングなど新たな資金調達手段の拡大を図るべきではないか。

- ・成功企業家をメンター（助言者）として活用すべきではないか。

- ・小規模企業振興の継続性、実効性を確保するためには何が必要か。
- ・地域に密着した継続志向の企業に対する効果的な支援手法は何か。

③支援体制のあり方について

- ・これまでの商工会・商工会議所や中小企業支援機関等による支援をどのように評価すべきか。新たに期待する役割はないか。
- ・地域において小規模企業をサポートする新たな支援ネットワークを構築する必要はないか。
- ・新たな支援手法として注目されつつあるプロボノやコワーキングスペースなどに対してどのような認識を持っているか。

《説明資料11 プロボノ北海道について》 《説明資料12 コワーキングスペースについて》

6 検討の進め方

(1) 検討の手法

- ・ 北海道商工業振興審議会条例（昭和37年条例第28号）第5条の規定に基づき、部会（小規模企業振興のあり方検討部会）を設置し、検討。

(2) 部会の構成

- ・ 中小企業支援機関、中小・小規模企業者、学識経験者から委員を選定。
- ・ その他、必要に応じて、各方面の専門家や企業経営者等を随時招聘。

(3) スケジュール

平成26年7月9日 北海道商工業振興審議会 ～ 部会設置を承認
10月7日 第1回部会：現状把握、論点整理
11月上旬 第2回部会：あり方検討の方向性
12月上旬～2月 第3回（または第4回）部会：あり方検討（案）取りまとめ
平成27年3月 商工業振興審議会に報告

商工業審議会の意見を踏まえ、道の施策へ反映